度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

W_{21} ＝ 0.065

W_{22} ＝ 0.045
W_{23} ＝ 0.044
W_{24} ＝ 0.044
W_{25} ＝ 0.044
W_{26} ＝ 0.043
W_{27} ＝ 0.042
W_{28} ＝ 0.0010

W_{29} ＝ 0.0010
W_{30} ＝ 0.00025

X_n　平成 n 年度において発行について許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_{11} ＝ 0.008

Y_{12} ＝ 0.011
Y_{13} ＝ 0.016

α　第 1 号算式の符号 α に同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.015
AA_{15} ＝ 0.019

度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

W_{20} ＝ 0.066
W_{21} ＝ 0.065

W_{22} ＝ 0.045
W_{23} ＝ 0.044
W_{24} ＝ 0.044
W_{25} ＝ 0.044
W_{26} ＝ 0.043
W_{27} ＝ 0.001
W_{28} ＝ 0.0010

W_{29} ＝ 0.0010

X_n　平成 n 年度において発行について許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 10 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_{10} ＝ 0.005
Y_{11} ＝ 0.007

Y_{12} ＝ 0.011
Y_{13} ＝ 0.016

α　第 1 号算式の符号 α に同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.015
AA_{15} ＝ 0.019